

はしがき

この本の企画は、二〇一五年一二月一〇日、かつて私が教員であった東京大学大学院法学政治学研究所の岩村正彦、荒木尚志両教授のお誘いを受け、西川洋一研究科長（学部長）主宰の東大法科大学院の講演会で行った話に始まります。これは、法科大学院における法学教育開始以来の研究者志望学生の減少に対し、予算化された事業の一環として催されたもので、私は、「法学研究者のキヤリアと人生——私の学者遍歴」と題し、労働法研究者になった経緯と活動の遍歴を時々为社会情勢と関連させてお話ししました。その後、岩村・荒木両教授が有斐閣と橋渡しをしてくださり、上記講演会での話の内容を拡大した、お二人によるインタビュが二〇一六年五月三日・四日、同社の京都支店で、また、同年七月一七日、東京神田神保町の同社本社で行われました。これらインタビュの一部は二〇一七年二月〜八月に三回にわたって論究ジュリスト二〇号〜二二号に掲載されました。その上で、二〇一八年五月からインタビュ内容を再編成し補充して書籍原稿にまとめる作業を岩村・荒木両教授のご協力を得つつ一年余をかけて行い、次いで校正に半年以上をかけさせていただきました。

本書の誕生については、何よりも超ご多忙のなか企画を主導し伴走もしてくださった岩村・荒木両教授に心から御礼申し上げなければなりません。また、編集部の亀井聡編集長（現・雑誌編集部長）、三宅亜紗美さんには、インタビューの企画以来四年にもわたる悠長な刊行作業を一貫して支えていただき、資料整理、構成、小見出し、写真選定、等々にもわたる周到な作業をしていただきました。本書のタイトルは三宅さんが知恵を絞ってくれたもので、複雑膨大な法規群に発展した現在の労働法制について、私が見聞し経験した五十年の発展過程をたどりつつ、労働法と労働法学の軸は何かをもう一度考えてみたいという気持ちを表しています。

私の学者遍歴を振り返りますと、学問の途に引き入れ学者としての基本的心構えを植え付けてくださった石川吉右衛門先生（元東京大学名誉教授）と、比較法の方法論と面白さをたたき込んでくださったClyde W. Summers 先生（元イェール・ロースクール教授）の学恩を思い知ります。本書を、謹んで亡き二人の恩師に捧げたいと思います。

二〇二〇年三月

菅野和夫

目次

第1章 ふるさとから東京へ

1 生い立ち 3

出生、疎開、父との別れ / 母の苦勞

2 わがふるさと二本松 8

■ 二本松という土地 8

■ 進学 11

福島高校を経て東京大学へ / 集団就職の時代に / 中学、高校生活 / 東大文Iという進路

3 大学時代 17

■ 駒場キャンパス 17

駒場の雰囲気 / 駒場の講義 / 法学部への進学

― 合気道 24

― 本郷キャンパス 26

合気道一色の日々 / 英語の力の習得 / アメリカ遠征から帰国して /

法学部の講義 / 大学全体・法学部の雰囲気

第2章 労働法学へ

1 労働法との出会い 39

石川吉右衛門先生の講義 / 司法試験を受け司法修習へ / 研究の途へ

2 助手時代 46

― 東大紛争の最中に 46

― 労判（労働判例研究会）の様子 49

― 最初の判例評釈 52

■ 助手論文 54

テーマの発想 / 外国法研究と解釈論 / 学会の反応 / 学者としての姿勢

3 留学 …………… 64

イエール・ロースクールへ / 最初の英語論文 / クライド・サマーズ /
ミシガン・ロースクールへ / 留学先での苦勞 / 留学時の研究とその発表

4 日本労働法学会、司法界との交流 …………… 76

■ 日本労働法学会 76

■ 司法界との交流 79

第3章 菅野労働法学 81

1 『労働法』…………… 83

初版と講義 / 四十代前半での出版 / 構成と特徴 /
判例実務に役立つ体系書を / 「労働法の普遍性と専門性」 / 時代の変化の中で

2 『雇用社会の法』……………97

日本的雇用システムの把握 / 「雇用社会」という用語と視角のオリジナリティ /
労働法全体の再構成の試み / 後進への影響

3 研究者の立場と公益委員の立場……………109

第4章 労働政策への関わり……………115

1 労働時間法制……………117

― 労働時間法の解釈問題

117

― 労働時間法の立法政策

121

労働基準法の改正の検討 / 議論の経緯 / 比較法研究の並行 /
裁量労働の発想・導入 / 改正と審議会

― 労働時間法制の今後のあり方……………133

2 労働契約承継法……………137

3	労働審判法	142
	― 前史としての個別労働紛争解決促進法の制定	142
	― 労使関係法研究会報告書 / 個別労働紛争解決促進法	
	― 労働審判法の制定	149
	― 司法制度改革審議会での取組み / 労働検討会の設置 / 労働検討会中間取りまとめとその後	
	― 労働審判の施行準備	164
	― 労働審判制度成功の要因	167
4	労働契約法	171
	― 労働契約法制研究会	171
	― 労働契約法の構想 / 議論の経緯、研究会報告	
	― 労働条件分科会	177
5	その他	183
	― 一九九九年職業安定法改正	183

■ 最低賃金審議

186

6 労働政策への関与を振り返って

..... 187

第5章 労働委員会での労使紛争処理

189

1 都労委での紛争解決実務

..... 191

都労委に入って / 思い出に残る事件 / 和解の意義 / J R 事件

2 中労委公益委員の前期——J R 事件行政訴訟

..... 200

3 中労委公益委員の後期——部会長、会長としての仕事

..... 204

■ 労委命令の的確化への取組み

205

体制の整備 / 基本的考え方の共有

■ 労組法の基本的解釈問題への取組み

211

業務委託で就労する者の労組法上の労働者性 / 派遣先企業の労組法上の使用者性

第6章 国際人として

- 1 留学・講義……………231
 - イェール、ミシガンへの留学 / ハーバードでの講義 / オックスフォード滞在 / 留学・講義を通じて……………
- 2 英文著作を通じた国際活動……………244
 - 英語版『労働法』……………244
 - “Japan Labor Bulletin”……………248
- 3 国際学会……………251
 - 国際労働法・社会保障法学会の理事 / ……
- 4 労働委員会の今後の方向……………226
 - 労委の活性化プロジェクト……………221

東京でのアジア地域会議開催、国際セミナー /
国際労働法・社会保障法学会の会長

第7章 大学人として 267

1 東大法学部の研究教育体制——大学院重点化・専修コース設置 269

2 東大法学部長——法科大学院・公共政策大学院の設置、大学法人化 276

— 法科大学院の東大構想 277

— 法科大学院設立へ 280

— 公共政策大学院づくり 281

— 法科大学院づくり 284

— 大学法人化 287

3 明治大学法科大学院での教育 292

一年間の“浪人” / 講義・演習

第8章 JILPTの調査研究に参加して……………299

1 JILPTとは……………301

2 私にとつてのJILPT五年間……………305

調査研究のあり方 / 情報提供の推進 / 理事長としての姿勢 / 最近の変化

3 国際的なプレゼンスの強化……………313

国際的な交流・発信の復活 /

アジア若手研究者の交流——JILPT Tokyo Comparative Labor Policy Seminarの樹立

第9章 研究者生活を通じて……………319

1 研究者の育成・教育……………321

判例評釈の持つ意味 / 比較法研究のあり方 / 留学生の教育

2 講書始……………328

3 Bob Hepple 賞の受賞 330

4 職業としての労働法研究者 335

終章 労働法五十年の変化をみつめて 339

— 労働法五十年の変化 341

集団的労働法との格闘 / 判例の時代 / 個別的労働法の時代、立法の時代へ /
個別労働紛争時代への転換 / 労働政策が成長戦略の中心になる時代の到来 /
労働法がコンプライアンスの範囲内に

— 法と社会の変化の相互作用が増加し加速する時代へ 346

— 学者としての念願 348

付載

“SPEECH AT RECEIVING BOB HEPPLE AWARD” 356

『新・雇用社会の法』はしがき 358

“MY TEACHER CLYDE SUMMERS” 366

注解 377

索引 380

第1章

ふるさとから東京へ

1 生い立ち

荒木 先生の生い立ちから学生時代のことについて、お話を伺いたいと思います。この点については、我々もおそらく初めて伺うような話題かと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

出生、疎開、父との別れ

菅野 出生は一九四三（昭和一八）年三月三十一日、本当は四月一〇日なのだそうです。なにしろ「大東亜戦争」中なので、年度を早く、一年でも早く出征ができるようにということなのでしょう。世田谷区自由が丘で生まれました。数年前に、叔父の三回忌の法事を九品仏の浄真寺というお寺で行った後、すぐ近くの出生地に長兄が連れていってくれました。家はなかったのですが同じ区画があつて、ここで遊んでいたときに、お前たちの——私たちは双子だったので——産声が聞こえてきたと言われました。

やがて東京に空襲があるようになり、翌年一月に父親の郷里の福島県二本松町（現・二本松市）に疎開をしました。親戚の長屋を借りて、母親と兄弟四人がそこに住んだわけです。父親は福島高等商業学校を出て北樺太石油株式会社という国策会社に勤めていましたので、東京に残っていたの

ですが、翌一九四五（昭和二〇）年の三月に召集令状が来ました。父親は三十歳代の最後ぐらいになっていましたが、動員され、東北出身だということか満州に送られました。しかし、終戦直前に旧ソ連が参戦して、その捕虜となり、シベリアに抑留されたわけです。

これは後からわかったのですが、父はシベリアに連れていかれて、その年の一二月二八日にチチンスク地方チタ州（現・ザバイカル地方）第二収容所というところで死亡しました。ロシア政府が保管していた抑留中死亡者の記録が日本政府に移管され、厚生労働省の社会・援護局が持っているので、家族で見たい人は見せてあげる、資料をあげる、というようなことが二〇一六年に新聞に載ったので、同年の一月にその申請をしました。すると二〇一七年の四月になって、社会・援護局から、ロシア語で書かれた一件書類十数頁と、その日本語訳が届きました。そして、収容所の所長や医師が立ち会っての死亡証書と埋葬証書がつくられていて、そこに死因として「第Ⅲ度栄養失調」と書いてありました。シベリア抑留はそういう状況だったのだなという思いです。父の死亡は、しかし、しばらくわかりませんでした。戦死公報が来たのがおそらく終戦後三、四年経ってからでして、母親や親戚は、どうしているのかなと心配していました。

実は、私の幼少期の記憶の出発点というのは、戦死公報が来る前に、母親のもとに父親の戦友から、収容所で父親の死を看取ったという手紙が来た日なのです。「大変に残念でした、死にたくないと言って亡くなりました」という手紙が来て初めて母親は父の死を知り、その手紙を持って、二

第2章 労働法学へ

1 労働法との出会い

石川吉右衛門先生の講義

荒木 それでは、先生がどのように労働法に出会い、労働法研究を志されるようになったのかというあたりについてお聞きしたいと思います。先生にとっての労働法との最初の出会いは、石川先生の講義ということでしょうか。

菅野 そうですね。石川先生の講義は、合気道部のアメリカ遠征から帰り、授業に復帰した四年生の秋学期に聴いたと記憶しています。そのときの講義はノートがそのままとれたような明快な講義でした。石川先生の最後の年の講義にも私は一回出たことがあるのですが、それと比べると昔の講義は無駄がほとんどなかったのです。ただ、説明が明快な反面、ズバリと本質だけをとらえる省略型で、たとえば、「就業規則の法的効力という問題がある。契約説と法規説があつて、契約説のほうは労働者に有利に決まっている」、これで終わり、という感じでした。でも、非常に聴きやすく、あまり雑談も出ないような講義でしたね。先生は朝型で週二回の講義の両方とも八時半からの授業で、絶対に遅れないで来る。ただし、石川先生の講義を聴いた段階では、別に労働法の研究者になろうとは思いませんでした。

岩村 私が石川先生の講義を聴いたのが、最終講義の前の年になるのです。そのときは、こう言つては申し訳ないですが、半分ぐらい慢談みたいな講義でした。ですから、菅野先生から石川先生の講義の模様を後で伺つたときには、非常に印象が違つていたのでちよつとびっくりはしました。

菅野 私も最後の年の講義に出てみてびっくりしましたね。こんなに慢談が多いのかと。たしか先生が定年になる前年度に先生の『労働組合法』（有斐閣、一九七八年）が出たのですよね。その疲れとほつとした気持ちじゃないかな。

司法試験を受け司法修習へ

岩村 先生は司法試験を受けていらつしゃいます。法学部の場合、進路としては民間企業もあれば国家公務員もあり、あとは司法試験というのももちろんあるわけですが、その中で司法試験を受けようとお考えになつたのはどうですか。

菅野 合気道のアメリカ遠征の金集めのときは、部長の伊藤四十二薬学部長の名刺を持って会社をまわりましたが、会つてくださった方は庶務課長が多く、こんな夢のようなことを考えるより大事な勉強のほうに専念しなさいといった説教をよくされました。そのような経験の中で、まず会社に入る気はなくなりました。

そんな中で司法試験を受けようと思つたのは、三ヶ月章先生の「裁判法」の講義がきっかけでし

た。当時は、アメリカのような法曹一元制度の是非を中心テーマとする、我妻栄先生が会長の臨時司法制度調査会の報告書が出る前か後かで、三ヶ月先生が、講義の中で、「君ら国立大学の優秀な連中も在野法曹になれ」と「三ヶ月ラッパ」を吹いたのに簡単に乗せられて弁護士になろうと思っただけです。

岩村 司法修習はどのように過ごされたのですか。

菅野 司法修習は第二十期生でした。修習期間は、二年間で、紀尾井町にまだ木造の司法研修所がありました。三、四カ月の前期研修を行い、それから各地に分散して四カ月ずつ民事裁判、刑事裁判、検察、弁護士事務所実務の修習に従事します。私は東京修習でしたので、東京を動かずに実務修習をしました。そして、最後に研修所に戻って三、四カ月間の後期修習でした。

私は任官の気持ちは全くなかったものですから、前期と後期の集合研修のときは徹夜で起草しては酒を飲むという生活をし、実務修習中は興味の赴くままの勉強と友達付き合いをしました。実は、ちょうど夏の時期に弁護士事務所の四カ月の修習となり、二十日間の事実上の夏休みがありましたので、修習で親しくなった札幌の修習生を訪ねがてら一人でリュックをかついで北海道中をカニ族となって旅しました。

学者になつての今から思うと、私にとつての司法修習の意義は、二つありまして、ひとつは、裁判官、弁護士、検察官はこういう思考様式でやっているんだなというふうな法曹の法的感覚になじ

第3章
菅野労働法学

1 『労働法』

初版と講義

荒木 それでは、いよいよ先生の主要なご著書について伺います。いうまでもなく「菅野・労働法」として轟いている体系書『労働法』（弘文堂）です。法律学としての労働法を確立したといってもよい労働法体系書の決定版です。先生には、これとはまた異なる体系書として『雇用社会の法』（有斐閣）があります。これは労働法学を他の労働関係諸科学の人たちにも通じる言葉で書いていただいた、もうひとつの体系書で、法律以外の労働関係者、人事実務家などから大変歓迎された本です。

そこで、まず、体系書「菅野・労働法」ですが、これは一九八五年に出版されました。先生が最初に法学部の労働法を担当されたのは一九八〇年度、その第一回目の講義を聴かれたのが、山川隆一先生です。私が聴講させていたいたのは一九八一年度の第二回目の講義です。そのときの先生の講義ノートは大事にとつてあるのですが、先生の弘文堂の本が出た後に、しばらくしてノートを見てびっくりしたのは、もう第二回目の講義のときに、ほぼあの教科書ができていたということでした。これには大変驚きました。

菅野 法学部の講義を始める前に十年近く、経済学部で講義していましたから。経済学部では一九七三年から非常勤講師として講義を始めた。法学部での処女講義が一九八〇年ですが、この経済学部の講義で、一応、体系ができていたことはできていたのです。あのときの経済学部の講義に出ていた学生は五十人くらいで、真面目な学生が多かったです。そのとき学生は偉いと思ったのは、法学そのものを教えたのですが、一生懸命聴いていたのです。

それから、筑波大学で一九七七年と一九八〇年、名古屋大学で一九八一年と一九八二年、それぞれ集中講義をやっているのです。

荒木 そうすると、経済学部などでの非常勤のときから、あのような講義をなさっていたのですか。菅野 いやいや、やっぱり密度も広さも全然違う。そもそも法学部の二五番教室の講義というのは雰囲気全然違いましたね。三〇〇人から四〇〇人くらいの学生が一心不乱に聴いて、こっちが自信のないことを言うとフツと反応するから、すごいですよね。一一〇分授業をやるとへとへとになった。

一年目とか二年目は本当に全身全霊でやらざるを得なかった。最初の年は争議行為のところがないで手書きのプリントを出したのですが、助手論文（違法争議行為における団体責任と個人責任）や『争議行為と損害賠償』（東京大学出版会、一九七八年）などで蓄積していたいちばん得意の分野ですから、すつと書けたのです。その手書き原稿を清書してもらって、そのまま出したのです。それ

を二年目からちよつと変えていったけれども、考え方自体はそこでできていたのです。

荒木 私、二回目の講義でしたけど、争議行為の部分は講義ではなさらなかったですね。争議行為については東京大学出版会教材部のプリントを読んでもくださいということで講義では割愛されたのです。

菅野 そうですか。では、二年目までそうなのですね。でも、それは、ほとんどそのまま『労働法』に入ったと思いますよ。争議行為のところは助手時代から必死に勉強していたので、本当はいちばん講義したかったのだけれど、プリントに譲りました。法学部の講義では、それ以外の諸々の分野につき考えて自説をつくっていきました。たとえば、団体交渉の意義とか不当労働行為の司法救済などは、このときつくった考え方が、『労働法』にそのまま入りましたね。

四十代前半での出版

荒木 この本が出たときは、全国の労働法学者を、これでもう教科書は書けなくなつたと暗澹たる気持ちにさせたという話を聞きました。

菅野 そんなことはないでしょう。とにかく、まだ四二歳でしたから、そんなに早く出しているのかということは誰かに言われました。そんなに早く自分の考え方を固めてしまうと、困るぞとか言われた。石川吉右衛門先生の『労働組合法』（有斐閣、一九七八年）の手伝いをして、注なんかだいた

第4章 労働政策への関わり

1 労働時間法制

一 労働時間法の解釈問題

荒木 次に、先生の労働政策への関わりについて伺ってまいります。最初に、労働時間法制を取り上げたいと思いますが、労働時間法については、解釈論としての取組みから始まったということでしょうか。

菅野 この後に詳しく出てきますが、一九八二年に労働省（当時）の労働基準局で労働基準法研究会（労働大臣の私的諮問機関）の中に三つの部会が組織され、私はそのうちの労働時間部会に入って一九八七（昭和六二）年の労働基準法改正に流れ込む検討を行ったのです。その頃から労働時間の問題をいろいろ考えるようになって、それで、現行法の労働時間に関する規定もいろいろな解釈問題があるのだなと実感するようになりました。

それらの検討を一人ではやれないから、渡辺章さんと二人で、「ジュリスト」あたりで討論会か何かをやるかという話をしました。誰に入ってもらおうかという話で、関西から安枝英紳さん（元同志社大学教授）が労働時間をやっているバランスのとれた研究者ではないかと。それから、プ

ローバーの人たちの中から誰か入ってもらおうということになって、山本吉人先生に入ってもらったこととしました。山本先生は総合労働研究所の実務セミナー等をやりながら実務界の人たちと付き合っていたからとても現場感覚がありました。有斐閣の編集者だった大橋将さんが仲立ちをしてくれたり、アドバイスをしてくれた。こうして、まずは一九八五年から八六年にかけて一一回の連載で「ジュリスト」の座談会（「セミナー労働時間法の焦点」）を行って、労働時間をめぐる解釈問題を順次議論していったのです。

まずは労働時間の法的概念から入って、労働時間とは何か、いかに定義すべきか、何が中心的な基準なのか、等を論じた後、裁判例となっている様々な具体的問題、たとえば始業前の準備活動や終業後の後片づけ活動の取扱い、休憩時間と手待時間の違いなどを裁判例に即して検討しました。次いで、事業場外労働のみなし制、フレックスタイム・時間外・休日労働、変形労働時間制をめぐる諸問題等々を検討し、最後に年次有給休暇をめぐる判例法理上の問題、特に時季変更権行使の要件の問題を一つひとつ取り上げて議論をした。これらの議論をしていくと、労働時間というのは法解釈の問題としてなかなか面白いものだなと実感するとともに、労働時間の諸問題は、なかなか解釈ではやりきれなくて、結局、立法問題に帰着するよねという話になっていったと思います。

「ジュリスト」の一一回の連載は、さらに四人で整理して単行本としました（『セミナー労働時間法の焦点』（有斐閣、一九八六年））。これらの作業を通じて、労働時間法については、山本、渡辺（章）、

安枝、菅野の四人はとて面白い研究仲間になりましたが、それとともに、山本先生が靱井常喜先生など私がそれまでなかなか打ち解けられなかったようなプロレーバーの方々との橋渡しをしてくれるようになった、という副産物がありました。それまでは、私は労働法学会の理事会に出ても孤立状態でしたが、山本先生の橋渡しのおかげで雰囲気はだんだん和らいでいったのです。これは大きかったです。山本先生は酒席ではビールしか飲まない。ビールを際限なく飲んでたばこをくゆらして人を煙に巻いたような話をされる面白い方でした。

岩村 学説史的に見ると、一九八七年の労働基準法改正もありますが、この労働時間法のセミナーで労働時間をめぐる法解釈上の諸問題が正面から議論されるようになったことが、たぶん、労働法研究のひとつの転機をなしているのかなと思うのです。つまり、それまでは先ほどお話しになっていた、公共部門の争議権の問題であるとか、それ以前だと、民間部門での争議行為の正当性の限界の問題であるとか、要するに集団的労働法がいわば中心であって、教科書や何かを見ても労働基準法については『法律学全集』で有泉亨先生の労働基準法の本があるぐらいという状況でした。労働基準法の条文をめぐる解釈論が大々的に展開されるとか、労働憲章、賃金支払の諸原則、労働時間、労災補償といった同法の主題に関するいろいろな問題を多面的に拾い上げて緻密に議論をして解釈を考えるという試みはなかったような気がするのです。我々も、労働時間の条文にこんなにたくさん解釈問題があるなどというのは想像していなかった頃だったと思うのです。

菅野 それまでは、青木宗也先生（元法政大学名誉教授）や山本先生が労働組合の法律相談をする中で考えついたものですよね。だから、組合の相談相手になっているような先生方だけが扱っていた分野ですね。石川吉右衛門先生の講義などでは、何も出てこなかった。そのほか有泉先生の本に基本的なものが出てきていたくらいでしょう。萩澤清彦先生の『八時間労働制』という本が有斐閣双書として一九六六年に出たときには、私は、ああ、労働時間法でこんな格調高い基本書が書けるのかと思います。名著だと思いました。でもあの本では、私たちが論じた解釈問題はそんなに論じられていない。私たちの議論は、ああでもない、こうでもないという解釈論上の遊びみたいなものでしたが、そういうことができる分野だというのは我々にもひとつの発見でした。これが、荒木さんの大論文（『労働時間の法的構造』（有斐閣、一九九一年））につながっていったのだから。

荒木 「ジュリスト」のこの四人組の掲載が始まったのは一九八五年ですが、私は一九八三年に研究室に入って、先生から労働時間をやりなさいと言われたので、その前から先生は、きっと労働時間というのが次のテーマになりうると思われていたわけですよ。

菅野 そうですね。

荒木 一九七〇年代から労働時間短縮の政策論が始まって、一九八二年に労働基準法研究会で労働時間部会が立ち上がったということなので、たぶん、一九七〇年代の後半から一九八〇年代にかけて、もう先生としてはおそらく労働時間に相当注目されていたのだと推測しています。

第5章

労働委員会での労使紛争処理

1 都労委での紛争解決実務

岩村 すでに少し伺いましたが(↓一〇九頁)、労働委員会公益委員の実務上のご経験について正面から伺いたいと思います。先生は最初が一九八三年五月から一九九一年一月まで、東京都労働委員会(都労委)の公益委員をなさいまして、その次が、一九九六年一月から二〇〇二年一月まで、中央労働委員会(中労委)の公益委員、さらに二〇〇四年一月から二〇一三年二月まで、同じように中労委の公益委員をされ、特に後半のときは部長、さらには会長というふうにご経験されています。これらを合計すると、二二年一一月となりまして、

このように長きにわたる公益委員としてのご経験があるのですけれども、これだけ長期にわたると、公益委員として扱ってこられた事件の自身に大きな変化があったのではないかと思いますし、また印象に残っている事件もおありだと思います。最初に都労委時代について伺いたいと思います。

都労委に入って

菅野 都労委は、石川吉右衛門先生に四十歳になるまでは労働委員会には入るなど言われていたので、ちょうど四十歳になったときに入りました。

しかし、労働委員会がどのようなところかは、石川先生の話を年中聞いていましたし、科研費でいくつかの労働委員会のヒアリングをしたり、実務家から座談会で話を聞いて、それを本にする（石川吉右衛門・萩澤清彦編著『不当労働行為制度の実際』（日本労働協会、一九八〇年））といったことをやっていましたから、イメージどおりというか、違和感はなく入り込めたのです。

この頃の都労委は複数組合併存企業における少数組合に対する賃金差別事件が重くのしかかっていました。大企業において会社に協力する多数組合と、会社と対立する少数組合とが併存する中で、少数組合の組合員に対する職能資格の昇格差別、毎年の定期昇給あるいはベースアップの配分における査定差別、そして賞与の査定差別が行われたと申し立てられる不当労働行為事件が毎年毎年累積していくという状況でした。その頃は、かつての労働運動において主流であった労使対決型の労働組合運動が、少数組合化ないし組合内の少数勢力化して残っている企業が、組合のある企業のおそらく一、二割くらいで存在していた。そのわりと特定された企業の事件が、毎年毎年各地の労働委員会に申し立てられているという状況だったと思います。

私もこういう事件を相当数受け持ちました。この種の事件は、多数の申立人の何年間にもわたる昇給、賞与、昇格に関する人事評価の差別性を同期同学歴者との比較において争うものであり、企業は評価資料を提出しませんので、審理は困難を極めます。私は、都労委係属中のその種の事件の中でも最も大型のものを都労委委員になってすぐに受け持ちまして、そのときには、証人尋問のた

めの、三十回目くらいの審問だったのではないかと思いますが、最初に、これまでこのような主張立証を行ったという審査経過の要約みたいな弁論を双方から聞いて、審問を続けたわけです。

その事件は、とても和解などできるような雰囲気ではなかったたので、二年後くらいに命令を出しました。この命令がおそらく今までの労働委員会史上、最長の命令のひとつではないかと思いますが、都労委の職員は優秀で私を十分に助けてくれましたので、不当労働行為の成立を認める大命令をつくりあげることができました。この事件は中労委への再審査申立てとなり、結局、ずっと後に中労委で和解ができました。

しかし、私が出した命令でいちばんよく覚えているのは、実は、申立て段階から担当した事件としては最初のものである、ある特殊法人の給与引上げ交渉をめぐる事件です。特殊法人は給与総額制度でして、あの頃は公務員は人事院勧告で毎年給与引上げをしているのに、特殊法人職員は給与引上げ分のない総額人件費が予算で決められてしまっていた。そこで、法人としては組合の給与引上げ要求に対し予算上有額回答ができず、公務員給与の引上げが決まった後にそれに基本的に従いつつ様々なやりくりをした対応をするほかなかった。そのような対応を組合が支配介入だとして申し立てた事件です。この種の事件は、政治的理由で和解もできないので、命令を書きましたが、大変苦勞しました。その事件は中労委へ再審査申立てがなされ、中労委の命令が二、三年後に出たのですが、再審査申立てを棄却する、理由としては都労委の命令をここに全文引用する、との一行だ

けでした。おそらく中労委も困ってしまったのだと思いました。

この事件の組合側の弁護士は現在は労働弁護団の大御所となった某先生で、私は最初の調査で思わず本件はそもそもそのような不当労働行為なのですかと聞いたのを覚えています。これに対し、その先生は、少しも怒らず、懇切な説明を試みられたのを覚えています。

和解は、名うての労使委員がいましたから、大いに助けられてはいぶんやりました。特に、兵藤傳さん（住友重機械工業副社長 などは「先生、ここまでやりましたから、こう言ってください」と、ちゃんとコーチしてくれて、そのとおりに動けばいいようにしてくれました。

そういう学習段階で感じたのは、学者というのは不当労働行為とは何かについて理論的にはわかっているのですが、でも、和解をどのようにやるかについては何もわかっていなかった。特に難しいと思ったのは、最後の和解金額でして、我々は悲しいかな貧乏学者なので、考える落とし所がだいたいの場合低いのです。企業はさんざん渋いことを言いながら、最後にはポーンと出すでしょう。この感覚がわからなかった。ある事件で使用者委員に、「先生、どのくらいだと思えますか」と言われたから、「まあ、このくらいかな」と言ったら、「先生、それは一桁違います」と言われて、愕然としました。この難しさは、中労委の最後まで引きずりました。逆に言うと、公労使委員がそれぞれに強みを発揮する三者構成の良さだと思っています。

著者

菅野和夫 (すげの かずお)

1943年 東京都に生まれる

1966年 東京大学法学部卒業

1968年 司法修習修了

東京大学法学部助手・助教授・教授、中央労働委員会会長、

労働政策研究・研修機構理事長を経て

現在 東京大学名誉教授、日本学士院会員

主要著書

『争議行為と損害賠償』(東京大学出版会、1978年)

『演習労働法』(共著)(有斐閣、1983年)

『セミナー労働時間法の焦点』(共著)(有斐閣、1986年)

『判例で学ぶ雇用関係の法理』(共著)(総合労働研究所、1994年)

『新・雇用社会の法』(有斐閣、2002年、〔補訂版〕2004年)

『労働審判制度』(共著)(弘文堂、2005年、〔第2版〕2007年)

『ケースブック労働法』(監修)(弘文堂、2005年、〔第8版〕2014年)

『詳説労働契約法』(共著)(弘文堂、2008年、〔第2版〕2014年)

『労働法』(弘文堂、1985年、〔第12版〕2019年)

聞き手

岩村正彦 (いわむら まさひこ)

1956年生まれ

1979年 東京大学法学部卒業

東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、

東京大学大学院法学政治学研究科助教授・教授を経て

現在 東京大学名誉教授、中央労働委員会会長

荒木尚志 (あらか たかし)

1959年生まれ

1983年 東京大学法学部卒業

東京大学法学部助手・助教授を経て

現在 東京大学大学院法学政治学研究科教授

労働法の基軸
——学者五十年の思惟

2020年5月20日 初版第1刷発行

著者 菅野和夫

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

電話 03-3264-1314 (編集)

03-3265-6811 (営業)

<http://www.yuhikaku.co.jp/>



印刷 大日本法令印刷株式会社／製本 牧製本印刷株式会社

©2020, Kazuo Sugeno. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-24322-4

JCOPY 本書の無断複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（一社）出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、email: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。